株式会社 東洋

TEL: 075-501-6616

給与 R4 システム 健康保険・特定保険・介護保険料率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は、エプソン製品をご利用くださいまして誠 にありがとうございます。

早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申しあげます。ご査収のほどよろしくお願いいたします。 なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。 敬具

1. 健康保険・特定保険・介護保険料率の改定について

令和 4 年 3 月分(4 月納付)以降の協会けんぽの健康保険料率、特定保険料率、介護保険料率が以下のとおり変更になります。

(健康保険料率)

都道府県	改定前		改定後
10 但 / 0 元	全体	全体	従業員負担分
北海道	10. 45%	10. 39%	1000 分の 51. 950
青森県	9. 96%	10.03%	1000 分の 50. 150
岩手県	9. 74%	9. 91%	1000 分の 49. 550
宮城県	10.01%	10. 18%	1000 分の 50. 900
秋田県	10. 16%	10. 27%	1000 分の 51. 350
山形県	10.03%	9. 99%	1000 分の 49. 950
福島県	9. 64%	9. 65%	1000 分の 48. 250
茨城県	9. 74%	9. 77%	1000 分の 48. 850
栃木県	9. 87%	9. 90%	1000 分の 49. 500
群馬県	9. 66%	9. 73%	1000 分の 48.650
埼玉県	9.80%	9. 71%	1000 分の 48. 550
千葉県	9. 79%	9. 76%	1000 分の 48. 800
東京都	9. 84%	9.81%	1000 分の 49. 050
神奈川県	9. 99%	9.85%	1000 分の 49. 250
新潟県	9. 50%	9. 51%	1000 分の 47. 550
富山県	9. 59%	9. 61%	1000 分の 48. 050
石川県	10. 11%	9.89%	1000 分の 49. 450
福井県	9. 98%	9. 96%	1000 分の 49. 800
山梨県	9. 79%	9. 66%	1000 分の 48. 300
長野県	9. 71%	9. 67%	1000 分の 48. 350
岐阜県	9. 83%	9. 82%	1000 分の 49. 100
静岡県	9. 72%	9. 75%	1000 分の 48. 750
愛知県	9. 91%	9. 93%	1000 分の 49. 650
三重県	9. 81%	9. 91%	1000 分の 49. 550
滋賀県	9. 78%	9. 83%	1000 分の 49. 150
京都府	10.06%	9. 95%	1000 分の 49.750
大阪府	10. 29%	10. 22%	1000 分の 51. 100

松光片旧	改定前		改定後
都道府県 全体		全体	従業員負担分
兵庫県	10. 24%	10. 13%	1000 分の 50. 650
奈良県	10.00%	9. 96%	1000 分の 49. 800
和歌山県	10. 11%	10. 18%	1000 分の 50. 900
鳥取県	9. 97%	9.94%	1000 分の 49. 700
島根県	10. 03%	10. 35%	1000 分の 51.750
岡山県	10. 18%	10. 25%	1000 分の 51. 250
広島県	10.04%	10.09%	1000 分の 50. 450
山口県	10. 22%	10. 15%	1000 分の 50. 750
徳島県	10. 29%	10. 43%	1000 分の 52. 150
香川県	10. 28%	10. 34%	1000 分の 51.700
愛媛県	10. 22%	10. 26%	1000 分の 51. 300
高知県	10. 17%	10. 30%	1000 分の 51. 500
福岡県	10. 22%	10. 21%	1000 分の 51.050
佐賀県	10. 68%	11.00%	1000 分の 55. 000
長崎県	10. 26%	10. 47%	1000 分の 52. 350
熊本県	10. 29%	10. 45%	1000 分の 52. 250
大分県	10. 30%	10. 52%	1000 分の 52. 600
宮崎県	9. 83%	10. 14%	1000 分の 50. 700
鹿児島県	10. 36%	10.65%	1000 分の 53. 250
沖縄県	9. 95%	10.09%	1000 分の 50. 450

(特定保険料率)

	改定前	改定後		
	全体全体		従業員負担分	
	3. 53% 3. 43%		1000 分の 17. 150	

※都道府県単位保険料率のうち、後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率は全国一律の保険料率 です。都道府県単位保険料率から特定保険料率を控除したものが、加入者の給付費等に充てられる基 本保険料率となります。

(介護保険料率)

Mark the state of					
	改定前	改定後			
	全体	全体	従業員負担分		
	1.80%	1.64%	1000 分の 8. 200		

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、都道府県単位保険料率に全国一律の介護保 険の保険料率が加わります。

改定に伴い、弊社の給与システムをご使用中のお客様は、<u>3 月分保険料を徴収する前に従業員負担分の料率</u>変更が必要になります。

つきましては、設定方法を以下のとおりご案内させていただきますので、手順にしたがいご対応くださいま すよう、お願い申しあげます。

2. 料率変更が必要な会社

健康保険・特定保険・介護保険の料率により、従業員情報に登録されている保険料を自動計算している場合は、料率変更作業を行ってください。保険料を控除していない場合や、従業員情報で直接保険料を設定している場合は料率変更を行う必要はありません。

Eiボードで自動ダウンロードが有効になっているコンピューターでは、2月24日(木)に「社会保険関係料率マスター」が自動ダウンロードされます。料率変更が自動で行われるため、手動で料率を変更する必要はありません。

・自動ダウンロードの設定方法や料率配信受入画面の初期設定については [サポートメニュー] \rightarrow [よくあるお問合せ] の「料率配信受入の初期設定について」をご参照ください。 http://faq. r4support. epson. jp/app/answers/detail/a_id/1133/

「社会保険関係料率マスター」の自動ダウンロードは保守契約をされているお客様向けのサービスです。(ライセンス認証でオンライン認証が可能であることも必要となります。Weplat版のCD保守のみ加入の場合は、料率配信の自動ダウンロードはできません。)なお、自動ダウンロードは、お客様のコンピューターがインターネットに接続されていることが前提となる機能です。

3. 料率変更の作業を実施する時期の確認

まず、「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

①給与R4システムを起動して、会社を選択し[選択]をクリックします。

- ② [設定] → [計算条件] を選択します。
- ③「会社/計算条件の設定」画面が開きます。「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

		_	
給与計算	所得税の計算方法	◉月額表	◎電算機計算の特例
	単価計算の端数処理	◉小数点以下2桁に	◎小数点以下0桁に
	給与明細の通勤手当表示	◉ 通勤手当の支払額	◎ 通勤手当の月按分額
	社会保険の徴収	◉前月分(通常)	◎ 当月分(特別)
	住民税の徴収基準	◉支払月	◎支払月の翌月
İ			

(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・令和4年4月以降支払日となる給与

【賞与】・・・令和4年3月以降支払日となる賞与

このように、給与と賞与とでは「新保険料率」で保険料を徴収し始める時期が異なるため、作業を実施する時期に注意が必要です。

次のいずれかのケースにお客様の会社が該当するケースをチェックし、作業を実施する時期をご確認ください。

【ケース1】3月は給与の支給のみで、賞与の支給はない場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が4月の給与(または賞与)を選択し、4月の処理をする前に給与および賞与の健康保 険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更します。

【ケース2】3月に賞与の支払いがある場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②支払日が3月の賞与を選択し、3月の賞与処理をする前に賞与の健康保険・(内)特定保険・介護保険 を新しい料率に変更し、賞与処理を行います。
- ③翌月、支払日が 4月の給与を選択し、4月の給与計算をする前に給与の健康保険・(内)特定保険・介 護保険を新しい料率に変更し、4月以降の給与処理を行います。

(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・令和4年3月以降支払日となる給与

【賞与】・・・令和4年3月以降支払日となる賞与

新しい保険料は、令和4年3月から徴収開始となりますので、3月の給与(賞与)処理を行う前に保険料率を変 更します。

- ①支払日が2月までの給与(賞与)は旧料率の保険料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が3月の給与(または賞与)を選択し、3月の処理をする前に給与および賞与の健康保 険・(内)特定保険・介護保険を新しい料率に変更します。

4. 料率変更前の確認事項

次に、従業員情報の健康保険、(内)特定保険、介護保険の設定内容 を確認します。

- (1)給与R4システムを起動して、会社を選択し「選択」をクリック します。
- ② [設定] → [従業員/一覧入力] を選択します。 表示欄で「全体」のチェックを外し、「社保」にチェックを付け ます。



③健康保険区分を確認します。

料率変更の対象・対象外の従業員が正しく設定されていることを確認してください。

健康保険区分	内容		
あり	料率と報酬月額によって保険料を自動計算する場合に選択します。		
なし	保険料を徴収しない場合に選択します。		
定額 (固定)	料率の設定によらず、固定の保険料を設定する場合に選択します。		

④「健康保険区分:あり」の従業員の健康保険の等級・標準報酬月額・保険料、(内)特定保険料、介護保険料の計 算(水色)項目・上書(緑色)項目の設定を確認します。

上書されている項目のうち、料率変更により自動計算されてもよいものについては、項目を選択して 上書を解除([上書] ボタンをクリックする) してください。



⑤従業員/一覧入力画面を「確定」で閉じます。

5. 保険料率の変更方法

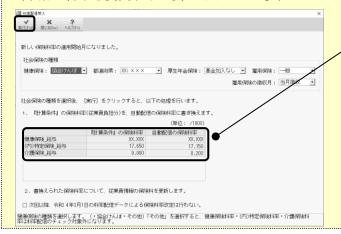
次に、保険料率を変更します。

「社会保険関係料率マスター」が自動配信されるコンピューターでは、会社データ起動時、

- ・計算条件の「支払日の特別処理」「社会保険の徴収」
- ・「社会保険関係料率マスター」に登録されている「適用開始日」

から判断して、選択している処理月が料率変更対象の月である場合のみ、「料率配信受入」画面が表示されます。

「料率配信受入」画面が表示されたら、料率の変更内容を確認して[実行]をクリックしてください。 (手動で料率を変更する必要はありません。)



健康保険 給与 (内)特定保険 給与 介護保険 給与

「計算条件」の設定で社会保険の徴収が

「前月分(通常)」の場合

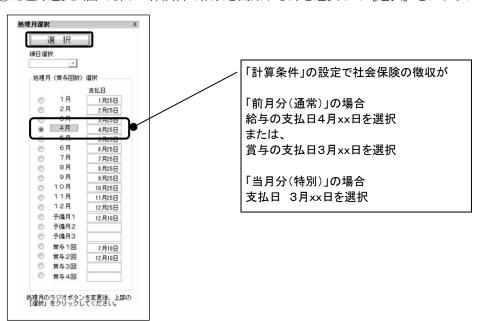
給与の支払日 4月xx日

「当月分(特別)」の場合

給与の支払日 3月xx日 に「料率配信受入」画面が表示されます。

健康保険_賞与 (内)特定保険_賞与 介護保険_賞与 賞与の支払日 3月xx日以降、はじめての賞与支払 月に「料率配信受入」画面が表示されます。

- ①給与R4システムを起動して、会社を選択し[選択]をクリックします。
- ②処理月選択画面で新しい保険料で徴収を開始する月を選択して「選択」をクリックします。



- ③ [設定] → [計算条件] を選択します。
- ④計算条件の設定画面が表示されます。前ページの料率変更を実施する時期の内容に応じて 健康保険・(内)特定保険・介護保険料率を変更します。

労働時間	1日労働時間 月間労働日数 月間労働時間		8.00 20.00 160.00		建康保険料率は協会けんぽ「東京都」の場合で
	健康保険	給与 賞与	49.050 49.050	す。都道府県ごとに料率は異なります 	す。都道府県ごとに料率は異なります
	(内)特定保険	給与 賞与	17.150 17.150		給与の保険料率を変更すると賞与の保険料率 に同じ値が自動設定されます。
保険料率 (従業員負担分)	介護保険	給与 賞与	8.200 8.200		
(/1000)	厚生年金	給与	91.500		
		賞与	91.500		
	厚生年金基金	給与	0.000		
		賞与	0.000		
	雇用保険		3.000		

※保険料率について:

このたびのご案内は、協会けんぽの保険料率の場合となります。健康保険組合の場合は、組合で定められた率を入力してください。

※特定保険料率について:

特定保険料率の変更は、給与・賞与明細の印刷画面で「特定保険料の印字」を「する」と設定されているお客様のみご対応いただく内容です。「特定保険料の印字」を「しない」と設定されている場合、または特定保険料率の設定が 0.000 の場合は、特定保険料率の変更作業を行う必要はありません。

⑤ [確定] をクリックします。確認画面が表示されますので [はい] をクリックします。

従業員情報の健康保険・(内)特定保険・介護保険料が新しい料率で計算され、変更後に行う給与計算からは新しい保険料が表示されるようになります。

6. 料率変更後の注意点

料率変更後に、給与や賞与の処理が済んでいる過去の月の支給明細を開くときには、あらかじめ「計算条件」の設定で「過去データの修正」を「なし」に設定しておいてください。過去月は「給与明細/個別照会」ボタンになり、明細を開いても自動計算されなくなります。 (過去月の支給明細を修正する必要がある場合は、賃金台帳で修正を行ってください。)

また、当月の支給明細処理が済んだ後に、処理月を翌月に選択しないまま、料率変更を行った場合は、当月の 支給明細に新料率を反映させないよう「給与明細/個別入力」で支給明細を開く前に [ロック] 処理を行って から、明細を開くようにしてください。

新料率変更後に、当月の支給明細の処理を行う(新料率を反映する)場合は[ロック]処理を行う必要はありません。なお「給与明細/個別照会」では[ロック]処理はできません。



計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態で過去にさかのぼって [ロック] されていない給与 や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。ご注意ください。

以上、よろしくお願いいたします。